

令和 8 年 9 月 2 8 日
山 形 県 企 業 局

白川発電所など 8 ヶ所の売電に係る公募型プロポーザル質問に関する回答書

質問事項	内容	回答
参加辞退について	・入札を辞退することとなった場合、入札辞退届の提出期日をご教示いただけますでしょうか。	・企画提案書提出期限 10 月 16 日とします。
入札保証金について	・入札補償金は免除という認識でよろしいでしょうか。	・入札保証金は設定しておりません。
発電所について	・朝日川第一発電所と肘折発電所以外の 6 発電所は容量確保契約の対象とあるが、左記の 2 発電所は FIT あるいは FIP 認定を取得しているという認識でよいか。 FIT あるいは FIP 認定を取得している場合、買受人における発調申込みにあたっては認定通知書(写)が必要であり、企業局殿よりご提供いただく必要があるため確認したいもの。また、発電側課金の対象要否の確認のため、認定取得済である場合は、それぞれそれぞれの取得日をご教示願いたい。	・朝日川第一発電所及び肘折発電所は FIP となります。 認定通知書(写)は提供します。 朝日川第一発電所は令和 3 年 3 月 2 3 日認定のため発電側課金対象外、肘折発電所令和 8 年 3 月 3 0 日認定のため発電側課金対象となります。 なお、他発電所は非 FIT となります。
非化石価値について	・非 FIT 非化石証書の電力量認定は貴局で実施か買受人	・非 FIT 非化石価値の電力量認定申請は企業局で行い

て	で実施かどちらになりますでしょうか。 ・ 非化石価値は買受人に全量帰属するという認識でよろしいでしょうか。	ます。 ・ その通りです。
停止事由について	・ 仕様書 2 (6) ①～⑦運転を制限する事由が列挙されていますが、過去 (3～10 年程度) の各事由別の発生実績 (件数・停止時間等) がありましたらご教示ください。	・ お示しできません。
発電実績について	・ 30 分毎の発電量実績データをエクセルデータで頂けないでしょうか。 可能であれば、過去 10 か年分頂けると幸いです但難しい場合は、可能な限り複数年分頂けますと幸いです。	・ 本プロポーザルに係る参加資格を有する者で、希望があった場合に過去 3 年分の 1 時間データを提供することは可能です。
実績報告について	・ 販売実績や非化石価値活用事業について報告が必要とありますが、指定の報告フォーマットなどがあればお示し頂けないでしょうか。 ・ また、各報告は年 1 回等の頻度でよろしいでしょうか。 想定 of 報告頻度をございましたらご教示頂けますと幸いです。	・ 指定のフォーマットはありません。 ・ 提出の頻度については協議によります。

契約保証金について	・ 契約保証金が免除対象となる場合、免除とわかるタイミングはいつになりますでしょうか。(保障証発行にお時間を要するため) ・ 銀行保証書での納付は可能という認識でよろしかったでしょうか。また、発行をするのに 1 カ月以上時間を要する可能性があり、契約締結までのお時間をいただくことは可能でしょうか。 ・ 契約保証金の免除の可否について、開札前に事前に確認することは可能でしょうか。また、免除を受けるために必要な申請書類等がございましたらご教示ください。 ・ 保証金について、履行保証保険での納付も可能と認識していますが相違ございませんか。また、履行保証保険での納付が可能な場合、以下ご教示ください。 ①履行保証保険契約はいつまでに締結しておく必要があるか。 ②契約保証金に代えて履行保証保険を利用する旨は、い	・ 免除の申請をいただいてからの判断となりますが、具体的なタイミングは明示できません。 ・ 山形県公営企業財務規程を参照願います。 ・ 開札前に確認することはできません。 必要な申請書類については、山形県公営企業財務規程を参照願います。 なお、山形県公営企業財務規程については、県ホームページにより御確認いただけます。 https://en3-jg.d1-law.com/yamagata-ken/dlw_reiki/H353975300011/H353975300011.html ・ 山形県公営企業財務規程を参照願います。
------------------	---	--

	つまでに・どのような方法で申請すればよいか。 ③提出が必要となる書類（保険証券の写し等）とその提出期限。 ④保険会社側の制約から、可能であれば電力受給期間開始の直前（令和9年3月31日まで）など、保険証券提出までに猶予をいただけますと幸いです。その対応可否・猶予期間についてもご回答ください。 ・山形県公営企業財務規程第145条の免除要件のうち、「特定の者でなければその目的を達成することが困難と認められる契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」に、本案件は該当し保証金免除になりうる案件でしょうか。	・本件は該当しません。
企画提案書について	・企画提案書ご提出時に、ご指定の Word フォーマット以外の補足資料などを作成し添付することは不可の認識で相違ないでしょうか。	・所定の様式以外やボリューム（A4 縦 15 ページ以内）での作成は認めておりません。なお、様式の枠の大きさ（広げる、縮める）や、パワーポイントで作成した図などの貼付けは構いません。
スマートメーター設置有無について	・発電場所の計量は全数スマートメーター（東北電力支給）で該当検針日にデータ送信されてますでしょうか。	・寿岡発電所、蘇岡発電所については、暫定的にスマートメーターとなっておりません。 その他、計量用電力量計は東北電力ネットワーク株式会社設置のものとなっておりますが、検針データの送

		信については管轄外であるため不明です。
容量市場について	・容量市場に参加していると思いますが、対象となる電源区分をご教示ください。また、買受人の責めに帰する場合、容量市場における経済的ペナルティは買受人が負担とございますが、どの様な事例を想定されているかご教示頂けますと幸いです。 ・「容量市場から受け取る容量確保契約金額については（中略）電力量料金との精算は行わない」とあることから、企画提案書の買取価格については、企業局さまが将来容量市場から受け取る金額をあらかじめ控除して算定した単価を提示することでよいのか。	・朝日川第一発電所、肘折発電所以外は容量市場に参加しており、すべて変動電源（単独）となっております。買受人の責めに帰する場合とは、買受人の理由により発電できなかったために発生する経済的ペナルティとなります。 ・「精算は行わない」の意味として、容量市場の収入は電力量料金とは関係しないことを表します。 なお、企業局が設定する最低価格については、容量市場による収入を考慮されております。
電力量料金の支払いについて	・毎月の電力料金の支払いについて、銀行振込での対応は可能でしょうか。	・基本的には企業局が納入通知書を発行し、それに基づいて指定の銀行口座に振り込んでいただきます。
発電計画について	・発電計画は 48 コマ 30 分単位(kWh) でいただくことは可能でしょうか。 - また、週間か月間かどちらになりますでしょうか。 ・仕様書 2(5)「発電予想」につきまして、発電パターンの通知期限は「前日の午前 9 時頃まで」と記載がございますが、買受人による発電計画提出対応のため、実需給日の 2 日前までに発電計画値をご提示いただくことは可能でしょうか。また、通知期限については企業局様と買受人	・可能です。基本的には翌日の計画をお知らせします。詳細は協議によります。 ・協議により変更可能です。

	との協議により変更可能との認識でよろしいでしょうか。	
計画変更について	・天候等により、発電量に変更となる場合、1日最大で何回変更がありますでしょうか。 - また1コマ最大でどのくらい数量が変わりますでしょうか。（【例】6,000kWh→0kWhに発電量が減る等）過去に実際に変更した際のExcel等あればご提供いただくことは可能でしょうか。 ・夜間（17時以降）の変更はありますでしょうか。ある場合、変更に対応できない場合はどのような対応になりますでしょうか。 ・計画変更の際は電話とメールにてご連絡いただけますでしょうか。	・特に回数に決まりはありませんが、計画が変更となる場合は連絡します。また、発電機の事故停止や自流通減による停止などもありますので、最大出力から停止となるケースもありますが、Excelの提供はできません。 ・夜間の変更についても、日中と同様に連絡します。 ・連絡方法については協議によります。
予定売電電力量について	・発電所別の月別予定売電電力量につきましてもExcelデータをお持ちでしたら、ご提供いただくことは可能ですでしょうか。	・本プロポーザルに係る参加資格を有する者で、希望があった場合に提供することは可能です。
現在の契約状況について	・現在のご契約者様と契約単価をご教示いただけますでしょうか。	・現在の契約状況について示すことは出来ません。
料金制について	・買取価格は、2部料金制でない場合は、20点分の配点は0点という認識で相違ないでしょうか。 ・2部料金制の基本料金について、年平均予定売電電力量は下記認識で相違ないでしょうか。 $(142,389 + 170,675 + 262,237) \div 3$	・別表4に記載の事項以上のものはお答えできません。 ・その通りです。

	=191,767 (単位: 10 ³ kWh)	
リニューアル工事について	・肘折発電所・倉沢発電所のリニューアル工事を予定しているとのことですが、どういった工事となりますか。系統連系開始するにあたり、発電量調整供給契約以外に買請人が送配電へ申請などすべき想定されうる手続きなどあればご教示ください。	・発電機及び主要機器をすべて更新する工事となります。また、発電量調整供給契約以外の手続きについては、工事の進捗に応じて関係機関と調整し、その都度協議させていただきます。
試験電力について	・肘折発電所・倉沢発電所の試験電力の売電期間について、現状の想定で構わないので、試験は何日間、もしくは何週間～何か月の想定なのか、連続した期間での想定かご教示ください。	・試験期間は3～4か月を想定しています。試験電力は断続的に発生します。詳しい日時、試験電力量は別途通知いたします。
発電側課金について	・仕様書3ページ5.(8)①において、「発電側課金は貴局が負担するものとする」との記載がございます。発電側課金につきましては、毎月の料金精算時に電力量料金と相殺する運用となりますでしょうか。 また、事業者が提案する契約単価には発電側課金相当額を含めるものと理解してよろしいでしょうか。あるいは、契約単価とは別に精算することを想定されているかご教示ください。	・発電側課金は企業局が負担するものとし、電力料金との相殺はしません。 よって、契約単価には発電側課金を含めず、別途精算となります。
審査結果の公表について	・プロポーザルの審査結果について、公表される場合は、公表される内容についてご教示いただきたい。	・契約候補者名と全員の評点（契約候補者以外の名称は伏します）を公表させていただきます。